

中小企業等収益力向上事業費補助金（成長加速化枠）に係るFAQ（7月3日時点）

#	項目	質問	回答
1	全般	この補助金の目的はなんですか。	本補助金は、100億宣言企業が売上高100億円の実現に向けて取り組むことを支援することを目的としています。 応募に当たっては、補助金を活用して売上高100億円を実現するための事業計画書を作成のうえ、ご提出ください。
2	補助対象者	売上高100億円を超える企業の子会社でも申請できますか。	本補助金では、みなし大企業は対象外となります。 詳細は公募要領P6を参照ください。
3	補助対象者	県外企業であっても、補助事業を行う事業所が県内であれば申請できますか。	補助事業を行う事業所が県内であっても、登記上の本店所在地又は住民票に記載されている住所が県外の場合は申請できません。 詳細は公募要領P5を参照ください。
4	補助対象事業	既に着手している事業も補助金の対象となりますか。	本補助金の交付決定前に発注、契約、購入、支払い等を行った経費は対象外です。
5	補助対象事業	他の補助金を受けている事業も申請できますか。	本補助金とは別に国、地方公共団体及び商工関連団体等から補助金を受けている又は受ける予定があるものは申請できません。ただし、今回申請する事業が他の補助金の対象となっっている事業と同一であっても、補助対象経費が他の補助金の補助対象となっていなければ申請できます。 詳細は公募要領P7を参照ください。
6	補助対象事業	複数の補助対象経費を申請できますか。	複数の補助対象経費をまとめて申請できます。
7	補助対象事業	手数料などの補助対象経費及び補助対象外経費の一覧に記載されていないものについては申請可能ですか。	振込手数料(代引手数料を含む)及び両替手数料については、【補助対象外経費】に記載しています。それ以外のものについては、補助対象経費の一覧に該当する経費であれば申請可能です。 詳細は公募要領P8を参照ください。 なお、当該経費が本補助金の補助対象経費として認められるかどうかは、審査により判断されます。
8	補助対象事業	補助対象経費として、グループ会社や関係会社への発注は可能ですか。	原則として禁止しております。ただし、代表者が当該発注先と同一ではなく、財務諸表等規則第8条で定義されている関係会社(親会社、子会社、関連会社等)に該当しない場合は可能とします。 詳細は公募要領P10を参照ください。
9	補助対象事業の実施	補助対象期間の延長は可能ですか。	できません。
10	補助対象事業の実施	補助金はいつ支払われますか。	実績報告書の提出後、内容の確認や交付額の確定など必要な手続きを経たうえで、令和9年3月末までに指定された口座に振り込みます。
11	補助対象事業の実施	補助事業で取得した設備を処分できますか。	1件当たりの取得価格が50万円以上の機械及び器具については、原則として、耐用年数内において補助金交付の目的に反して処分を行うことはできません。やむを得ず処分する場合は、事前に相談し県の承認を得てください。 なお、処分によって収入を得た場合、補助金の全部または一部を返還させる場合があります。
12	全般	事前確認の時に必要な書類を教えてください。	事業計画書(公募要領様式第2号)をご準備ください。 なお、事前確認の段階で事業計画書が完成している必要はありません。
13	全般	加算項目の賃上げ要件について、未達の場合は補助金返還義務は発生しますか。	加算項目は、申請時点で可否を判断します。そのため、未達の場合は加算申立てができません。
14	全般	数値の未達等による、補助金の没収等がありますか。	ありません。
15	全般	審査加算③賃上げ加算について、正確な計算式を教えてください。 (賞与は含まれる？役員は含まれる？など)	給与総支給額に役員報酬は含みません。また、従業員数に役員は含みません。 給与総支給額は、給与、賞与、各種手当(残業手当、休日出勤手当、職務手当、地域手当、家族(扶養)手当、住宅手当)等、給与所得として課税対象となる経費です。 上記に従って直近2期の決算書(及び貸金台帳)で一人当たりの給与支給総額を比較していただき、直近決算期の賃金が5%上昇しているか算出してください。(審査加算申立書の余白部分に記載又は任意様式を提出)